

貿易実務英語

【 問題 1 / 英文和訳 (三答択一) 】 各 5 点 × 4 題 20 点

1. B 2. C 3. A 4. A

- | | |
|--|--|
| 1. fair
curtailment
dampening of enthusiasm
take ... away from ~ | まずまずの、まあまあの、そこそこの
削減、縮小
熱意を削ぐこと、
~から ... を取り去る |
| 2. requote
shade
somewhat
in no way
as quoted by ~
substitute | 再見積りをする
(譲歩して値段を) 下げる
いくらか、多少
どうしても~ない
~が見積もったものとして
代替品 |
| 3. so far
crop
supplies
as you will note that ~
deplete | これまでは
作物
供給するもの ⇒ 物資
~からお判りのように
使い果たす、枯渇させる |
| 4. break the news
on suspicion of ~
in turn
adjustive
Landed Quality Terms | ニュースを伝える
~の疑いで
(そうしたら) 今度は
調整用の
陸揚品質条件 |

【 問題 2 / 和文英訳 (三答択一) 】 各 6 点 × 2 題 12 点

1. C 2. B

1. that is	すなわち
prioritize	優先させる
expedite	迅速に処理する、急ぐ
anticipate	期待する
suspend	保留する
withhold	差し控える
be in need of ~	~を必要とする
hold off ~ing	~することを留保する
substantial	かなりの
2. with the proviso that ~	~を条件として
every inch of ~	~を隅から隅まで
prospectiveness	明るい展望、見込み
appreciate	評価する
persuasion	説得
step into one's shoes	…の後を引き継ぐ
as it stands now	現在のところ、現状では
pursue the matter of ~	~の話を進める
contingent upon ~	~次第で
evaluate the marketability	売れるかどうか評価する
bring ~ around	~ (人) を説得する
scruple	ためらう
endorse	保証する、請け負う
feasibility	実現可能性

【 問題 3 / 三択一 】 各 3 点 × 5 題 15 点

1. A 2. B 3. A 4. C 5. B

1. determinable future time 将来の確定時（日）
bearer 持参人

【大意】 名宛人に対して振り出され、振出人によって署名され、請求に応じて又は将来の確定日に、一定の金額を特定の人又はその指図人又は持参人に支払うことを請求する無条件の指図書。

2. dispute 紛争
amicably 友好裡に
arbitration 仲裁
The Japan Commercial Arbitration Association (社) 日本商事仲裁協会

【大意】 売主と買主との間で友好裡に解決できないクレームおよび紛争は、日本商事仲裁協会の仲裁裁定に従って、日本における仲裁によって解決されるものとする。なお、同仲裁の裁定は最終的なものであり売主と買主の両当事者に対して拘束力を有する。

3. nominated bank 指定銀行
comply 条件を満たす

【大意】 指定に基づき行為する指定銀行、もしあれば確認銀行、および発行銀行は、呈示が充足しているか否かを決定するために、それぞれ、呈示日の翌日から起算して最長 5 銀行営業日が与えられるものとする。

※ UCP 600 の第 14 条は銀行の書類点検の標準について規定されているが、この中で銀行の書類点検のための最長日数が、従来の UCP 500 の「7 銀行営業日」から「5 銀行営業日」に短縮された。

4. undertake 約束する
surrender 引き渡す
on obtaining 入手次第

indemnify
consequence

補償する
結果、帰結

【大意】 関係船荷証券は入手次第裏書をして引渡すことに同意し、かつ、約束します。更に船荷証券の再発行あるいは提示することなしに貨物の引渡しを許容してもらうことから生じるいかなる結果についても貴社に対して補償いたします。

5. 選択肢AはD/A手形の取扱について述べたもので、「引受に対して商業書類を引渡す」とする記述は正しい。ユーザンス付きのD/P手形の取扱について述べた選択肢BとCに関しては取立統一規則（URC 522）第7条cにその規定がある。

Article 7c If a collection contains a bill of exchange payable at a future date and the collection instruction indicates that commercial documents are to be released against payment, documents will be released only against such payment and the collecting bank will not be responsible for any consequences arising out of any delay in the delivery of documents.

第7条c 取立が将来の期日払いの為替手形を含み、かつ取立指図が商業書類は支払と引換えに引き渡されるべきことを示している場合には、書類はそのような支払と引換えにのみ引渡され、取立銀行は書類引渡しの遅延によって生じる結果について責任を負わない。

【 問題 4 / ビジネス文書（三択択一式） 】 各 5 点 × 5 題 25 点

1. C 2. B 3. A 4. C 5. B

- | | | |
|-------------------|---|---------------------------|
| 1. take a toll on | ～ | ～に大きな打撃を与える |
| 2. ripple effect | | 波及効果 |
| chain reaction | | 連鎖反応 |
| repercussions | | 波紋 |
| spillover benefit | | 溢出（イッシュ）効果（特に良い影響が波及すること） |

【大意】

3 月期における日本の対米輸出（額）は、ここ 4 年以上の期間で最大の落ち込みを記録し、アジア・ヨーロッパへの輸出（額）も減速した。これは米国の景気後退の影響が世界経済に拡がりつつあることを示している。日銀が今年は利率を据え置くであろうという投資家の一般的な観測を覆すには、貿易データはほとんど役に立たなかったが、上記の事実も、既に成長が失速しつつある日本経済にとっては障害となるであろう。

アメリカ経済の減速が世界の経済に影響を及ぼしつつあるので、世界的な成長の減速が徐々に日本の輸出（額）に大きな打撃を与えつつあるといわれている。

あるデータによれば、アメリカの景気後退の懸念を強調するかのように、3 月期における日本の対米輸出額は昨年同期と比べて 11 パーセントも落ち込んだ。この落ち込みは対前年比で見ると、2003 年 11 月期以来最大のものとなるが、原因は日本車の販売不振によるものである。

中国その他のアジア諸国への輸出（額）は上昇したが、2005 年中期以来最小の伸び率に留まり、米国経済に諸々の問題はあっても、新興経済諸国が力強い成長をもたらすであろうという観測に対して疑念が持たれている。アジア諸国への 3 月期の輸出（額）は、1 年前と比べて 1.9 パーセント上昇しているが、2 月期に記録した 13.8 パーセントと比べると急激な落ち込みである。これは、2 月の 14.8 パーセントの成長から 3 月の 3.2 パーセントの成長に陥った中国への輸出の減速によるところが大きい。

3 月期における輸出（額）全体では、1 年前と比べて 2.3 パーセントの上昇はしているものの、これは過去 3 年間で最小の上昇率である。財務省の統計によれば、全体として日本の貿易黒字は 1 年前の 3 月期と比べて、30.2 パーセント落ち込み、1 兆 1,190 億円、すなわち 108 億 8,000 万ドルであった。これは、複数のエコノミストが予測した中央値の 1 兆 4,000 億円の黒字と一致している。

あるエコノミストによれば、輸出の失速で法人所得が縮小するため、企業は今後大きな利益はあげにくくなるであろう。

〔解答例〕

1. We would like to enclose a draft of our agreement on the general terms and conditions for you to study, and are ready to consider your reasonable suggestions for improvement. (5点)

2. As you are in need of the machinery to supply to a local plant for their urgent expansion program, we have immediately contacted one of our suppliers and obtained the following offer for the appropriate machines subject to their final confirmation: (7点)

3. Our credit report files have been completed with favorable reports from your bank and trade references, and we are pleased to inform you that we are prepared to accept your proposal for acting as an exclusive distributor for our products in the Japanese market. (7点)

4. The instructions have already been given to our factory in Shenzhen at which the goods for your order will be ready for shipment. Since the cargo is shipped from China direct to the U.S., we should request you to insert in an L/C the special condition stating "A THIRD-PARTY SHIPPER ON B/L ACCEPTABLE." (9点)